

**鳥取県告示第756号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定をしたので、同法第77条の35の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社建築構造センター  
東京都新宿区新宿五丁目11-4
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
東京都新宿区新宿五丁目11-4
- 3 構造計算適合性判定の業務の開始の日  
平成20年12月1日